

NEWS

～ 平成 13 年 5 月

岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

社会保険労務士 岡 忠之

社会保険労務士 岡 健治

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-11-10

TEL 045-562-3070 / Fax 045-562-9441

URL <http://homepage2.nifty.com/oka-office/>

今号のトピックス

☆雇用保険（失業保険）制度が大きく変わりました

退職理由により、失業保険の給付日数が異なる仕組みの制度になりました。

自己都合により退職する方から確実に『退職届』を受領してください。

☆御存知ですか？雇用保険の【教育訓練給付】制度

厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講すると、受講額の8割(上限 30 万円)が雇用保険から支給されます（一定の要件あり）。

雇用保険（失業保険）制度が大きく変わりました

①退職理由によって、失業保険の給付日数が異なる仕組みの制度になりました

（平成 13 年 4 月 1 日以降退職者の方から実施）

前回の【NEWS】でお知らせしましたが、平成 13 年 4 月 1 日以降に退職された「一般被保険者」の方の『失業保険の給付日数』が、退職理由によって差が生じる仕組みの制度に変更されました。

3 月 31 日までの退職者は離職理由にかかわらず、退職時の年齢と被保険者であった期間により一律の所定給付日数が決まっ

ていましたが、4 月 1 日以降の退職者は、定年退職、雇用契約期間の満了（一部の要件を満たす場合を除きます）を含め、あらかじめ再就職の準備が出来るような「自己都合退職」者の給付日数は圧縮され、一方、「倒産・解雇等により離職した方」の給付日数は中高年齢層を中心に手厚くされるようになりました。

②自己都合により退職する方からは、確実に『退職届』を受領してください

退職理由によって失業保険の受給日数に差が生じる仕組みになったことから、「倒産・解雇等により離職した方」の離職票には『退職理由を明らかにする書類』の添付が今後必要になります。

また、「自己都合退職」、「依願退職」の方

の離職票には『退職理由を明らかにする書類』の添付は必ずしも必要ではありませんが、退職理由をめぐってのトラブルを避けるためにも退職理由が明記された『退職届』を必ず受領していただくようお願いいたします。

ご参考

平成 13 年 4 月 1 日以後に離職する一般被保険者（短時間以外）の
雇用保険基本手当の所定給付日数

自己都合、定年等による離職者

離職した日の年齢	被保険者であった期間			
	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
年齢を問わず	90 日	120 日	150 日	180 日

倒産・解雇等による離職者

離職した日の年齢	被保険者であった期間				
	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	
30 歳以上 45 歳未満	90 日	90 日	180 日	210 日	240 日
45 歳以上 60 歳未満	90 日	180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満	90 日	150 日	180 日	210 日	240 日

御存知ですか？雇用保険の【教育訓練給付】制度

①【教育訓練給付】制度とは？

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった離職者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 80% に相当する額（上限 30 万円）が教育訓練給付金として本人に支給される制度です。

②支給対象となる教育訓練は？

支給対象となる講座は、語学講座、IT 関連講座、簿記検定の講座、各資格を目指す講座等幅広く指定されています。

指定講座の詳細は、各公共職業安定所へ直接お尋ねいただくか、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）からも閲覧することができます。

③支給対象となる人は？

教育訓練給付金の支給対象者となる人は、次の 1. 又は 2. のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した方です。なお、ご自分の履歴が不明な方は、公共職業安定所で『支給要件照会』をすることができます。

1. 雇用保険の一般被保険者（在職者の方）
受講開始日に、支給要件期間(※1)が 5 年以上ある方
2. 雇用保険の一般被保険者であった方（退職者の方）
一般被保険者の資格喪失日以降、受講開始日までが 1 年以内であり、かつ支給要件期間(※1)が 5 年以上ある方

※1.支給要件期間…支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主に引き続いて雇用（一般被保険者又は短期雇用特例被保険者）された期間をいいます。また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算します。また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算出来ません。失業保険受給時の【被保険者であった期間】とは異なるため、前職後に失業保険を受給していても、前職から1年以内の再就職であれば期間を通算することができます。

④支給される額は？

受講費用の8割が支給されます(支給上限額30万円)。受講費用35万円の講座であれば、8割の28万円が教育訓練給付費として支給され、本人の受講負担額は実質7万円となります。『8割』支給は受講費用の大小にかかわらず一律ですので、受講費用が多いと教育訓練給付金も多くなります(但し、支給上限額は30万円)。

また、一度教育訓練を受講してしまうと『0』からのスタートとなりますので、再び教育訓練給付金を受けるには最低5年を要します。受講費用が低額の講座を受けた場合でも、次の教育訓練給付を受けるには最低5年かかりますので、講座選択は慎重に行なって下さい。

⑤支給申請先と申請時期

教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講修了後、本人の住所を管轄する公共職業安定所に、教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に行います。

<スキルアップをお考えの方は、是非この制度を活用しましょう！>

教育訓練給付の詳細は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) でも閲覧できます。

ホームページの御案内

岡経営労務事務所・経営労務協会のホームページを開設しています。

『NEWS～平成13年5月』はホームページ上でもご覧になれます。

URL <http://homepage2.nifty.com/oka-office/>